



第 2 0 2 2 0 0 1 9 8 0 6 6 号

令和 4 年 1 1 月 1 8 日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局
局長 國米 洋一
(公印省略)

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間
の短縮について (諮問)

鳥取県漁業調整規則 (令和 2 年鳥取県規則第 5 4 号) 第 1 2 条第 1 項の規定
により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のと
おり定めることについて、同条第 3 項の規定に基づき諮問します。

また、同規則第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、許可の有効期間を別添案のと
おり短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当

漁業調整担当 足立

電 話 : 0857-26-7318

ファクシミリ : 0857-26-8131

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 地びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
地びき網	【東地先】 鳥取県と兵庫県の境界と最大高潮時海岸線との交点から331度10分(真方位、以下同じ。)の線と岩美郡岩美町大字大羽尾と同町牧谷の境界と最大高潮時海岸線との交点から331度10分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	2
	【浦富地先】 岩美郡岩美町大字大羽尾と同町牧谷の境界と最大高潮時海岸線との交点から331度10分(真方位、以下同じ。)の線と同町大字浦富と同町田後の境界と最大高潮時海岸線との交点から331度10分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	1

<p>【賀露地先】 鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分（真方位、以下同じ。）の線と同市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合</p>	<p>定めなし</p>	<p>定めなし</p>	<p>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>	<p>次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者</p>	<p>3</p>
<p>【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同市浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合</p>	<p>定めなし</p>	<p>定めなし</p>	<p>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>	<p>次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者</p>	<p>1</p>

(2) 小型定置網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
ます網	<p>【米子市地先】 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ直線によって囲まれた海域。 基準点甲 米子市大崎崎津第四船溜り南東側護岸の天端工北西端から南東方向に 400 メートルの点。 ア 甲から 216 度 20 分、16.2 メートルの点。 イ 甲から 199 度 30 分、20.5 メートルの点。 ウ 甲から 209 度 10 分、29.6 メートルの点。 エ 甲から 248 度 30 分、29.6 メートルの点。 オ 甲から 257 度 50 分、20.5 メートルの点。 カ 甲から 241 度 00 分、16.2 メートルの点。</p>	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	1
小型定置網	<p>【浦富地先①】 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ直線によって囲まれた海域。 点ア 鳥取県岩美郡岩美町大字牧谷、牧谷鼻東端。 点イ 点アから真方位 332 度、640 メートルの点。 (北緯 35 度 36.787 分 東経 134 度 20.331 分) 点ウ 点アから真方位 302 度 30 分、800 メートルの点。 (北緯 35 度 36.724 分 東経 134 度 20.059 分) 点エ 点アから真方位 279 度、660 メートルの点。 (北緯 35 度 36.522 分 東経 134 度 20.083 分)</p>	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 漁業協同組合又は 7 名以上の共同経営体	1

<p>【浦富地先②】 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ直線によって囲まれた海域。 点ア 鳥取県岩美郡岩美町大字牧谷、牧谷鼻東端。 点イ 点アから真方位 279 度、660 メートルの点。 (北緯 35 度 36.522 分 東経 134 度 20.083 分) 点ウ 点イから真方位 175 度、620 メートルの点。 (北緯 35 度 36.194 分 東経 134 度 20.125 分) 点エ 点ウから真方位 90 度の線と最大高潮時海岸線との交点。</p>	<p>定めなし</p>	<p>定めなし</p>	<p>1 月 1 日 から 12 月 31 日まで</p>	<p>次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 漁業協同組合又は 7 名以上の共同経営体</p>	<p>1</p>
<p>【夏泊地先】 次の点アから点オまでを順次直線で結んだ線及び点オと点アを直線で結んだ線により囲まれた海域。 点ア 北緯 35 度 32 分 28 秒 東経 134 度 00 分 06 秒 点イ 北緯 35 度 32 分 17 秒 東経 134 度 00 分 11 秒 点ウ 北緯 35 度 31 分 58 秒 東経 134 度 00 分 05 秒 点エ 北緯 35 度 31 分 55 秒 東経 133 度 59 分 54 秒 点オ 北緯 35 度 32 分 21 秒 東経 133 度 59 分 43 秒 (世界測地系)</p>	<p>定めなし</p>	<p>定めなし</p>	<p>1 月 1 日 から 12 月 31 日まで</p>	<p>次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 漁業協同組合又は 7 名以上の共同経営体</p>	<p>1</p>

(3) 小型いかつり漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小型いかつり漁業	鳥取県沖合	5トン以上30トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月24日から同年12月25日まで

3 許可の有効期間

(1) 地びき網漁業

1) 東地先

令和5年2月21日から令和10年2月20日まで

2) 浦富地先

令和5年2月12日から令和10年2月11日まで

3) 賀露地先

令和5年3月2日から令和10年3月1日まで

4) 浜村地先

令和5年5月1日から令和10年4月30日まで

(2) 小型定置網漁業

1) ます網

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2) 小型定置網（浦富地先）

令和5年1月4日から令和10年1月3日まで

3) 小型定置網（夏泊地先）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 小型いかつり漁業

1) 10トン未満船

許可日から令和6年12月31日まで

2) 10トン以上30トン未満船

許可日から令和5年4月30日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について

令和 4 年 1 1 月 2 4 日
鳥取県漁業調整課

1 概要

知事は、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならない。公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事は、許可の有効期間について、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、規定の期間より短い期間を定めることができる。

2 公示内容の概要について

(1) 許可等をすべき船舶等の数

漁業の種類	漁業種類	許可予定の数	備考
地びき網漁業 (※)	地びき網漁業 (東地先)	2	許可期間満了 (規則第 15 条の規定による継 続許可等の対象外) (許可有効期間：～R5. 2. 20)
	地びき網漁業 (浦富地先)	1	〃 (許可有効期間：～R5. 2. 11)
	地びき網漁業 (賀露地先)	3	〃 (許可有効期間：～R5. 3. 1)
	地びき網漁業 (浜村地先)	1	〃 (許可有効期間：～R5. 4. 30)
小型定置網漁業	ます網漁業 (米子市地先)	1	〃 (許可有効期間：～R5. 3. 31)
	小型定置網漁業 (浦富地先)	2	〃 (許可有効期間：～R5. 1. 3)
	小型定置網漁業 (夏泊地先)	1	〃 (許可有効期間：～R5. 3. 31)
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業	3	新規着業

※ 地びき網漁業について

いずれも観光地びきとして営まれているもののため、コロナの影響でここ数年は操業実績がないが、依頼があれば操業できる態勢は整っており、コロナの状況が落ち着き次第すぐに操業再開が予定されている。

(2) 申請期間

令和 4 年 1 1 月 2 4 日 (木) から同年 1 2 月 2 5 日 (日)

3 許可の有効期間の短縮について

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間 (漁期途中の新規等の場合)	備考
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業	(10トン未満船) 許可日から 令和6年12月31日まで (10トン以上30トン未満船) 許可日から 令和5年4月30日まで	漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮。(※)

(参考)

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間	備考
地びき網漁業	地びき網漁業 (東地先)	令和5年2月21日から 令和10年2月20日まで	有効期間：5年間
	地びき網漁業 (浦富地先)	令和5年2月12日から 令和10年2月11日まで	
	地びき網漁業 (賀露地先)	令和5年3月2日から 令和10年3月1日まで	
	地びき網漁業 (浜村地先)	令和5年5月1日から 令和10年4月30日まで	
小型定置網漁業	ます網漁業	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	有効期間：5年間
	小型定置網漁業 (浦富地先)	令和5年1月4日から 令和10年1月3日まで	
	小型定置網漁業 (夏泊地先)	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	

【参考】鳥取県漁業調整規則

(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 **5年**
- (2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 **3年**
- (3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 **1年**

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。 ※